令和元年　月　　日

厚生労働大臣殿

884-0102　宮崎県児湯郡木城町椎木６４４－１
「子どもの未来を守る会」
共同代表　叶原土筆　　潮谷愛一　　藤野興一
菊池義昭　　児嶋草次郎

日本の福祉文化と子どもの未来を守るための要望書

平成 29 年（2017 年）8 月 2 日に厚生労働省より出された「新しい社会的養育ビジョン」では、乳幼児の施設への「新規措置入所の停止」と「施設の滞在期間の制限」を設けています。

この「ビジョン」は、社会的養育の世界標準に迫ろうとする挑戦ではありますが、現状における施設への入所制限は、子ども達の多様なニーズへの対応を狭め、また生活の場を奪ってしまうと危惧しております。日本の児童養護施設等が 100 年以上かけて培ってきた専門的機能を消失させます。先人達が培ってきた子育て文化・福祉文化を尊重し、なにより子ども達の多様な生活ニーズの充足を担保するため、下記のことを要望します。

要望事項

具体的には、以下の「新しい社会的養育ビジョン」の「（５）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組み目標」の「新規措置入所の停止」および「施設の滞在期間の制限」に係る以下の二つの文言の削除を要請します。

一、乳幼児の「新規措置入所の停止」に係る以下の文書の削除

「３、新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」の（５）の「原則として施設への新規措置入所を停止する。」

二、「施設の滞在期間の制限」に係る以下の文書の削除

「３、新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」の（５）の「その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は１年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても３年以内を原則とする」

氏　名	住　所	サイン 又は印

※　個人情報について…要望書以外の目的には利用いたしません。
※　用紙が足りない時は、この用紙をコピーしてお使い下さい。
※　送付先　上記の呼びかけ団体あてに、署名の原本を送って下さい（コピーやファックスは不可です）。